

## 平成29年第1回市原市議会定例会議案概要

専決処分の承認	……	1件
人事案件	……	1件
条例の新規制定	……	1件
条例の一部改正	……	13件
市道路線の認定	……	1件
工事請負契約の変更	……	1件
平成28年度補正予算	……	6件
平成29年度当初予算	……	7件

計 31件

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成28年度市原市一般会計補正予算(専決第1号)について)

- 本案は、本市へのふるさと寄附金が急増し、返礼品等の予算に不足が生じたため、財政管理費を調整する必要が生じ、急施を要したので専決処分をしたものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ84,531千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93,467,971千円としたものである。歳入としては寄附金を計上し、地方消費税交付金を併せて減額計上したものである。

専決処分日 平成29年1月18日

議案第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 本案は、人権擁護委員高橋美智子氏が平成29年6月30日をもって任期満了となるため、再度同氏を委員候補者として推薦しようとするものである。

生年月日 昭和24年6月28日

住 所 市原市藤井2丁目127番地

◆ (参考) 略歴

昭和47年	3月	東京音楽大学器楽学部卒業
昭和47年	4月	市原市立八幡中学校教諭
昭和53年	4月	市原市立辰巳台中学校教諭
昭和60年	4月	市原市立姉崎中学校教諭
昭和62年	4月	市原市立南総中学校教諭
平成7年	4月	市原市立千種中学校教諭
平成13年	4月	市原市立国分寺台中学校教諭
平成18年	4月	市原市立双葉中学校教諭
平成21年	3月	退職
平成23年	7月	) 人権擁護委員
平成26年	6月	
平成26年	7月	人権擁護委員(現在に至る)

議案第3号 町名地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 本案は、姉崎駅前土地区画整理事業の施行による字の区域及び名称の変更に伴い、関係条例を改正するため、制定しようとするものである。

施行期日 規則で定める日(平成29年5月下旬予定)

◆ (参考) 制定の概要

市原都市計画事業姉崎駅前土地区画整理事業区域及び同事業の関連区域の町名地番変更については、同事業の換地処分に併せて、5月下旬に実施を予定している。町名地番変更に伴い、同事業区域及び同事業の関連区域に設置されている所管区域への新町名の追加等、関係する3条例を一括改正するため、本条例を制定しようとするものである。

(改正する条例及び改正内容)

(1) 市原市役所支所設置条例

姉崎支所の所管区域に「姉崎東1丁目、姉崎東2丁目、姉崎東3丁目」を追加する。

(2) 市原市農業委員会の委員の定数等に関する条例

第1選挙区の区域に「姉崎東1丁目、姉崎東2丁目、姉崎東3丁目」を追加する。

(3) 市原市自転車駐車場の整備及び自転車の放置防止に関する条例

姉崎駅前自転車駐車場の位置を「姉崎526番地4」から「姉崎東1丁目13番地56」に改める。

議案第4号 市原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市原市庁舎強<sup>じん</sup>靱化対策検討委員会を附属機関として設置するとともに、市原市食育推進協議会を廃止するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 市原市庁舎強靱化対策検討委員会の設置

庁舎強靱化対策の検討にあたり、専門的な見地や市民の視点を取り入れるため、附属機関として設置する。

(担任する事務)

本庁舎施設について中長期的な視点から、減築改修や建替え等の強靱化対策を実施するための検討に関して、調査審議し、必要な助言等を行うこと。

2 市原市食育推進協議会の廃止

食育推進計画の他計画への統合に伴い、附属機関として所期の役割を終えたことから、廃止する。

(担任する事務)

市の食育推進に関する基本施策や計画の推進等に関する事項を審議すること。

議案第5号 市原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、平成29年4月1日付けで行政組織機構改革を実施するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 改正する条例

- (1) 市原市行政組織条例
- (2) 市原市水道事業の設置等に関する条例
- (3) 笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例

2 概要

(1) 市原市行政組織条例

- ・子育て支援部を子ども未来部とし、上下水道部を新たに設置する。
- ・部の事務分掌を次のとおり改正する。

部名	変更内容
企画部	交通政策に関するものを削る。
〃	公共資産マネジメントに関するものを加える。
総務部	防災に関するものを、危機管理に関するものに改める。
市民生活部	交通安全対策及び防犯対策に関するものを削る。
保健福祉部	社会福祉に関することから、子ども未来部の所管に属するものを除く。
〃	保健福祉に関することから、子ども未来部の所管に属するものを除く。
子ども未来部	母子保健に関するものを加える。
都市部	交通政策及び交通安全対策に関するものを加える。
〃	下水道に関するものを削る。
上下水道部	下水道に関することとする。

(2) 市原市水道事業の設置等に関する条例

- ・水道部を上下水道部に改める。

(3) 笑顔が広がるいちはらっこの子育て支援条例

- ・子育て支援部を子ども未来部に改める。

議案第6号 市原市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、市長の事務部局及び農業委員会の事務部局の各職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員するため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

1 定数

機関名等	改正前	改正後	増減
市長の事務部局	1,378名	1,387名	+9
議会の事務部局	13名	13名	—
選挙管理委員会の事務部局	6名	6名	—
農業委員会の事務部局	11名	12名	+1
監査委員の事務部局	8名	8名	—
教育委員会の事務部局	190名	187名	▲3
消防の職員	373名	373名	—
水道事業企業職員	46名	46名	—
総職員数	2,025名	2,032名	+7

議案第7号 市原市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、配偶者同行休業の期間の延長に関し必要な事項を定めるため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

配偶者同行休業の期間の延長は、地方公務員法により、条例で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものと定められていることから、その特別な事情を定める。

(特別な事情)

配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情。

※ 配偶者同行休業とは、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、海外で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度。

議案第8号 市原市税条例等の一部を改正する条例の制定について

- 本案は、地方税法等の一部改正に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

1 改正条例

- (1) 市原市税条例
- (2) 市原市税条例の一部を改正する条例

2 概要

消費税率の引上げ時期が延期されたことに伴い、次のとおり改正する。

- (1) 市原市税条例
  - ・ 個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の対象期間  
「平成41年度まで」を「平成43年度まで」に延長する。
- (2) 市原市税条例の一部を改正する条例
  - ・ 法人市民税法人税割の税率の改正時期  
「平成29年4月1日以降に開始する事業年度から」を「平成31年10月1日以降に開始する事業年度から」に延期する。
  - ・ 軽自動車税環境性能割の導入時期  
「平成29年4月1日から」を「平成31年10月1日から」に延期する。

議案第9号 市原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、住宅用家屋証明手数料の適正化を図るほか、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日ほか

◆ (参考) 改正の概要

- 1 住宅用家屋証明手数料の改定 (施行期日 平成29年5月1日)  
 現行手数料と原価計算結果に乖離が生じていることから、改定を行う。  
 現行 1,200円 改正後 1,300円
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料 (施行期日 平成29年4月1日)  
 低炭素建築物の認定において、省エネ性能の算定に簡易な計算方法であるモデル建物法が適用可能となったことから、モデル建物法を適用する場合の認定手数料を定める。  
 床面積等により1件当たり 85,000円～423,000円
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係事務手数料 (施行期日 平成29年4月1日)  
 非住宅部分が2,000㎡以上となる建築物の新築及び増改築をする場合、省エネ基準に適合させることが義務化されることから、当該適合性判定手数料を定める。  
 床面積等により1件当たり 142,000円～848,000円

議案第10号 市原市市民会館条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市市民会館の使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成30年4月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。

また、レストランについては、同条例の施設から削除し、行政財産の目的外使用許可によることとする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区分	利用単位	現行使用料	改正後使用料
会議室	午前、午後、夜間、全日	2,160円～8,100円	3,390円～12,090円
大会議室	〃	3,990円～15,220円	6,120円～21,840円
和室、茶室	〃	1,080円～8,100円	1,430円～16,380円
レストラン	1月	162,000円	—

議案第11号 市原市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○ 本案は、市原市保健福祉センターの使用料の設定及び施設の名称変更等のため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日

◆ (参考) 改正の概要

1 使用料の設定

市原市保健福祉センターに位置づけている、菊間保健福祉センター、姉崎保健福祉センター、三和保健福祉センター及び南部保健福祉センターについて、平成29年10月1日以後の利用に係る使用料を設定する。

(設定する使用料の概要)

	施設の名称	使用料
菊間保健福祉センター	大広間 (午後5時から午後9時までに限る。以下この表において同じ。)、調理室 (デイサービスルームを含む。) 及び実習室	1時間当たり 450円
	ボランティアルーム、介護者教養室及び日常生活訓練室	1時間当たり 300円

	浴室	1回当たり 100円
姉崎保健福祉センター	体育室（全面）	1時間当たり 900円
	体育室（半面）、研修室（身体障害者デイサービス用施設を除く。）、多目的ホール、大広間、和室及び調理実習室	1時間当たり 450円
	ボランティアルーム及び実習室	1時間当たり 300円
	浴室	1回当たり 100円
三和保健福祉センター	創作活動室、多目的ホール、身体障害者談話室（プレイルームを含む。）及び大広間	1時間当たり 450円
	和室	1時間当たり 400円
	ボランティアルーム及び研修室	1時間当たり 300円
	浴室	1回当たり 100円
南部保健福祉センター	創作活動室、調理実習室、会議室1、多目的室1、多目的室2、障がい者交流室、和室及び大広間	1時間当たり 450円
	ボランティアルーム及び会議室2	1時間当たり 300円
	中高年健康増進施設	1回当たり 100円

なお、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、「300円」とあるのは「200円」と、「400円」とあるのは「300円」と、「450円」とあるのは「300円」と、「900円」とあるのは「600円」とする。

## 2 施設の名称変更

使用料の設定に伴い、同一名称の施設を区別するため、改正を行う。  
(現行及び改正後の概要)

	現行	改正後	備考
南部保健福祉センター	会議室	会議室1、会議室2	2室有
	多目的室	多目的室1、多目的室2	〃

## 3 利用時間及び休室日の変更

姉崎保健福祉センターの浴室について、利用時間と休室日の整合性を図るため、改正を行う。  
(現行及び改正後の概要)

	現行	改正後
利用時間	午前10時から午後4時まで (月曜日及び金曜日は、午後1時から午後4時まで)	午前10時から午後4時まで
休室日	火曜日から木曜日まで	火曜日

**議案第12号 市原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、介護保険法等の一部改正に伴い、改正しようとするものである。  
施行期日 平成29年3月31日
- ◆ (参考) 改正の概要  
地域密着型通所介護（療養通所介護を含む。）の創設に伴い、基本方針及び事故発生時の対応等を定める。  
なお、本市における特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準を参酌し改正する。

**議案第13号 市原市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、市原市老人福祉センターの浴室の使用料を設定するため、改正しようとするものである。  
施行期日 平成29年10月1日
- ◆ (参考) 改正の概要  
老人福祉センターの浴室について、利用者負担の適正化を図るため、1回100円の使用料を設定する。

**議案第14号 市原市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、五井小学校第3児童クラブ、京葉小学校第3児童クラブ、千種小学校第3児童クラブ及び八幡小学校第2児童クラブを開設するため、改正しようとするものである。  
施行期日 平成29年4月1日（準備行為については公布の日）

◆ (参考) 改正の概要

新規開設施設

名 称	区 分	定 員
五井小学校第3児童クラブ	専用施設（旧用務員室）	40名
京葉小学校第3児童クラブ	特別教室等の一時的な利用（少人数教室2）	40名
千種小学校第3児童クラブ	余裕教室の活用（現3年4組）	40名
八幡小学校第2児童クラブ	特別教室等の一時的な利用（家庭科室）	40名

**議案第15号 市原市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

- 本案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴うもののほか、国民健康保険財政の安定化を図るため、改正しようとするものである。

施行期日 公布の日ほか

◆ (参考) 改正の概要

- 1 国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正（施行期日 公布の日）  
保険料算定所得について、地方税法等の一部改正の施行に伴う所要の改正を行う。
- 2 国民健康保険の保険料率の改正（施行期日 平成29年4月1日）  
平成30年度から施行される国民健康保険財政の都道府県化の動向を踏まえ、平成25年度より段階的な保険料率の引き上げを実施してきたが、平成28年度に国より国民健康保険財政の都道府県化における法定外の一般会計繰入金に係る考え方が示され、さらなる適正な保険料率の設定に取り組む必要があるため、改正を行う。

（現行保険料率及び改正後保険料率の概要）

		現行	改正後
基礎賦課額（医療分）	(1) 所得割	100分の6.51	100分の6.65
	(2) 被保険者均等割額	18,400円	19,300円
	(3) 世帯別平等割額	24,600円	24,900円
後期高齢者支援金等賦課額 （支援分）	(1) 所得割	100分の2.01	100分の2.20
	(2) 被保険者均等割額	9,500円	11,300円
介護納付金賦課額（介護分）	(1) 所得割	100分の2.33	100分の2.17

議案第16号 市原市農業センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○ 本案は、あずの里いちはらの直営化並びに農業研修施設、養老中部農村環境改善センター及び都市農業センターの使用料の見直しのため、改正しようとするものである。

施行期日 平成29年4月1日

◆ (参考) 改正の概要

- 1 あずの里いちはらを含む市原市農業センターの運営方法について、施設の有効活用を図るため、平成30年度までに再編成案をとりまとめることとし、検討及び準備のための2年間について、あずの里いちはらを暫定的に本市の直営とする。
- 2 現行使用料と原価計算結果に乖離が生じていることから、平成29年7月1日以後の利用に係る使用料の改定を行う。  
また、経過措置として、平成30年6月30日までの間は、現行使用料の2倍までの増額とする。

(現行使用料及び改正後使用料の概要)

区 分		利用単位	現行使用料	改正後使用料
農業研修施設	会議室	午前、午後	210円～630円	600円～1,800円
養老中部農村環境 改善センター	会議室	〃	210円～310円	600円～ 800円
	教養室	〃	210円～310円	450円～ 600円
	料理教室	〃	520円～630円	840円～1,120円
都市農業センター	バーベキュー施設	1卓	520円	800円

議案第17号 市道路線の認定について

○ 本案は、市道1路線を認定しようとするものである。

◆ (参考) 認定路線の概要

新田・下宿土地区画整理事業により計画された道路の行き止まり解消を目的とする道路改良事業を実施するため、市道認定をしようとするものである。

議案第18号 工事請負契約の変更について  
(市原市防災庁舎建設工事)

○ 本案は、市原市防災庁舎建設工事について、平成28年12月15日に市原市議会の議決を得て、第4回変更契約の本契約を締結したところであるが、外構工事及び備品・設備機器工事の追加工事が必要となり、変更仮契約を平成29年2月1日付けで締結した。

については、大成・進和特定建設工事共同企業体と本契約を締結しようとするものである。

◆ (参考) 工事の概要

- 1 工事名称 市原市防災庁舎建設工事
- 2 工事場所 市原市国分寺台中央1丁目
- 3 契約金額
 

変更前	3,982,665,348円
変更後	4,284,428,148円
増 額	301,762,800円
- 4 工事内容
  - (1) バリアフリー対応の強化  
屋外階段及び屋外スロープの手すり仕様変更
  - (2) 駐車場等安全対策の強化
    - ① 防災多目的広場の駐車場の仕様変更
    - ② 階段の仕様変更
    - ③ 南側通路の仕様変更
  - (3) 防災庁舎周辺の安全対策の強化
    - ① 主要出入口の車寄せ部分にある庇の仕様変更
    - ② 車いす使用者優先駐車場への車止め用ポールの設置 一式
    - ③ A、B駐車場間トンネル内の改修 一式



- (4) 来庁者の利便性の向上
  - ①屋根付き連絡通路の設置 一式
  - ②屋根付き駐輪場の設置 一式
- (5) 既存施設有効利用のための調整
  - ①エネルギーセンター外壁改修の仕様変更
  - ②エネルギーセンター屋上排水の改修 一式
- (6) 機能性、利便性の向上
  - 汚水貯留槽への排水経路の仕様変更
- (7) 来庁者利便性の向上
  - 防災庁舎内のサイン一体型備品・造り付け備品の整備 一式
- (8) 機能性の向上
  - ①放送設備システムの仕様変更
  - ②防災庁舎受変電設備の仕様変更
- (9) 関連整備事業（情報機器の整備）との調整
  - ①分電盤の設置取り止め
  - ②防災庁舎サーバ室内空調機器の仕様変更

議案第19号 平成28年度市原市一般会計補正予算（第3号）について

○ 本案は、防災庁舎建設事業費、国民健康保険事業特別会計繰出金、障害者自立支援給付費、子どものための教育・保育給付事業費、農業構造改善事業費、新産業導入促進事業費、道路橋りょう維持費、土地区画整理費、公園費、学校管理費、公債費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,616,893 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 91,851,078 千円とするものである。

歳入としては、市税、地方譲与税、繰越金、諸収入等を計上するとともに、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、使用料・手数料、国庫支出金、県支出金、市債等を減額計上するものである。

また、継続費の変更、繰越明許費の追加及び変更、債務負担行為の追加並びに地方債の変更も併せて行うものである。

◆（参考）歳出予算の概要

議会費	人件費を計上した。
総務費	国際交流推進費、諸費等を計上したほか、財政管理費、防災庁舎建設事業費、五井会館費、人件費等を減額計上した。
民生費	国民健康保険事業特別会計繰出金、自立支援給付費、生活保護扶助費等を計上したほか、介護保険事業特別会計繰出金、老人福祉施設費、子どものための教育・保育給付事業費、人件費等を減額計上した。
衛生費	保健活動費等を計上したほか、予防接種費、大気汚染対策費、合併処理浄化槽普及事業費、人件費等を減額計上した。
労働費	勤労会館費を計上したほか、人件費を減額計上した。
農林水産業費	農作物被害防止対策事業費を計上したほか、農業振興費、土地改良事業費、人件費等を減額計上した。
商工費	市原市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費、観光費を計上したほか、新産業導入促進事業費、人件費を減額計上した。
土木費	一般管理費を計上したほか、橋りょう維持費、市施行土地区画整理事業費、下水道事業特別会計繰出金、公園整備費、人件費等を減額計上した。
消防費	人件費を減額計上した。
教育費	事務局費、文化振興費等を計上したほか、小中学校施設管理費、市史編さん費、埋蔵文化財調査センター費、人件費を減額計上した。
公債費	長期償還元金、長期償還利子を減額計上した。

議案第20号 平成28年度市原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等診療報酬支払金、一般被保険者高額療養費、後期高齢者支援金、介護納付金、償還金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39,503千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37,168,903千円とするものである。  
歳入としては、国庫支出金、県支出金、一般会計繰入金、諸収入等を計上し、国民健康保険料、療養給付費交付金、前期高齢者交付金を減額計上するものである。

議案第21号 平成28年度市原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

- 本案は、後期高齢者医療広域連合納付金、人件費の調整で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,632千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,556,832千円とするものである。  
歳入としては、後期高齢者医療保険料を計上し、一般会計繰入金、諸収入を減額計上するものである。

議案第22号 平成28年度市原市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

- 本案は、居宅介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス等給付費、施設介護サービス等給付費、居宅介護サービス計画等給付費、高額介護サービス費、介護給付費準備基金積立金、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295,459千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,182,922千円とするものである。  
歳入としては、繰越金を計上し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等を減額計上するものである。

議案第23号 平成28年度市原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

- 本案は、一般管理費、建設改良費、人件費等の調整で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ326,099千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,802,625千円とするものである。  
歳入としては、諸収入を計上し、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等を減額計上するものである。  
また、継続費の変更、繰越明許費の追加及び地方債の変更も併せて行うものである。

議案第24号 平成28年度市原市水道事業会計補正予算（第2号）について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。  
収益的収入は、一般会計負担金、雑収益で20,398千円を計上するとともに、受取利息、一般会計補助金で27,389千円を減額計上するものである。  
収益的支出は、資産減耗費で5,615千円を計上するとともに、原水及び浄水費、配水及び給水費等で25,758千円を減額計上するものである。  
また、資本的収入は、企業債、工事負担金で101,399千円を減額計上するものである。  
資本的支出は、拡張事業費、配水設備費等で120,875千円を減額計上するものである。  
なお、資本的収入が資本的支出を上回る額19,476千円は、補てんを予定する過年度分損益勘定留保資金を減額するものである。  
また、継続費の変更及び企業債の変更も併せて行うものである。

議案第25号 平成29年度市原市一般会計予算について

○ 本案は、総合計画に掲げる都市像「夢つなぎ ひときらめく 未来創造都市 いちはら」の具現化に向け、「変革と創造」の理念の下、実行計画の策定と連動し編成したものであり、歳入歳出予算の総額を90,730,000千円と定めようとするものである。

併せて、継続費1件、債務負担行為14件、地方債28件、一時借入金、歳出予算の流用についても定めようとするものである。

◆ (参考) 予算の概要

一般会計	907億3000万円	対前年度比0.8%減
特別会計	642億4870万円	対前年度比0.2%増
企業会計	45億1780万円	対前年度比5.3%減
合計	1594億9650万円	対前年度比0.5%減

[一般会計の歳出の概要]

議会費(0.0%増)・総務費(4.5%増)・民生費(3.5%増)・衛生費(18.4%減)・労働費(4.9%増)

農林水産業費(9.4%減)・商工費(0.7%増)・土木費(2.0%減)・消防費(8.5%減)・教育費(0.5%減)

災害復旧費(41.3%減)・公債費(1.4%減)・予備費(前年度同額)

議案第26号 平成29年度市原市国民健康保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を36,603,000千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費、諸支出金等を計上した。

歳入は、国民健康保険料、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、県支出金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第27号 平成29年度市原市後期高齢者医療事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を2,695,300千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上した。

歳入は、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第28号 平成29年度市原市介護保険事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を18,749,800千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、賦課徴収費、介護認定調査等費、保険給付費、地域支援事業費等を計上した。

歳入は、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金等を計上した。

議案第29号 平成29年度市原市農業集落排水事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を69,600千円と定めようとするものである。

歳出は、一般管理費、農業集落排水事業費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、一般会計繰入金等を計上した。

議案第30号 平成29年度市原市下水道事業特別会計予算について

○ 本案は、歳入歳出予算の総額を6,131,000千円と定めようとするものである。

歳出は、維持管理費、松ヶ島終末処理場整備事業費、五井ポンプ場整備事業費、吹上中継ポンプ場整備事業費、幹線・管渠整備費、公債費等を計上した。

歳入は、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債等を計上した。

また、地方債1件についても併せて定めようとするものである。

議 案 第 3 1 号 平成29年度市原市水道事業会計予算について

- 本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の予定額を次のとおり定めようとするものである。
- 収益的収入は、給水収益、一般会計負担金等で2,569,566千円を計上した。
- 収益的支出は、2,569,566千円であり、各施設の維持管理費、減価償却費、企業債償還利子等を計上した。
- また、資本的収入は、企業債、工事負担金で599,726千円を計上した。
- 資本的支出は、1,948,234千円であり、拡張事業費、配水設備費、企業債償還金等を計上した。
- なお、資本的収入が資本的支出に不足する額1,348,508千円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補てんする。
- また、継続費2件及び企業債2件についても併せて定めようとするものである。